

平 2 4 長 寿 社 会 第 9 6 2 号
平成 2 4 年 (2012 年) 1 2 月 2 1 日

各 老 人 福 祉 施 設 の 長
各 介 護 保 険 施 設 の 管 理 者 様
各 介 護 サービス事業所の管理者

山口県健康福祉部長寿社会課長

**老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(長寿社会課関係)の施行について**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行に伴い、下記の条例が平成24年7月10日に公布され、平成24年10月1日から施行されたところですが、このうち、特別養護老人ホーム及び指定介護老人福祉施設の設備(居室の一室の定員)並びに施設及び事業所における非常災害対策については、県において独自の基準を定めたところです。

これらの条項の趣旨、内容及びその施行に際し留意すべき事項は、別紙のとおりですので、十分御了知の上、その運用に遺漏のないよう御配慮ください。

なお、その他の基準に係る運用については、従前のとおりです。

記

条例の名称	条例番号	本通知における略称
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	平成 24 年山口県条例第 32 号	条例 1
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	平成 24 年山口県条例第 33 号	条例 2
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	平成 24 年山口県条例第 34 号	条例 3
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	平成 24 年山口県条例第 35 号	条例 4
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	平成 24 年山口県条例第 36 号	条例 5
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	平成 24 年山口県条例第 37 号	条例 6
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	平成 24 年山口県条例第 38 号	条例 7
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	平成 24 年山口県条例第 39 号	条例 8

(老人福祉法関係) 施設班(担当:渡辺) 083-933-2793 (介護保険法関係) 介護保険班(担当:山崎) 083-933-2774
--

県が独自に基準を定めたもの

1 居室の一室の定員（条例2及び6共通）

(1)趣旨

特別養護老人ホーム及び介護老人福祉施設の居室の一室の定員については、入所者のプライバシーを尊重し、その人らしい生活が送れるよう良好な居住環境を整備する観点から、原則として1人（個室）としているが、地域における施設の整備状況その他の状況を勘案し、知事が特に認める場合は、4人以下（多床室）とすることができるとしたものである。

(2)条項の内容及び留意事項について

①地域における施設の整備状況その他の状況について

施設の整備に当たって配慮すべき地域の実情がある状況をいい、具体的には、以下の状況が想定される。

ア 新築又は増築の場合であって、施設の予定地のある地域（地域密着型特別養護老人ホームにあつては市町、それ以外の特別養護老人ホーム及び指定介護老人福祉施設にあつては立地予定地を含む圏域の市町）において、地域内の入所申込者の総数が入所定員の総数を上回っており、多床室の整備によって入所申込者の早期解消を図る必要があること。

イ 改築の場合であって、改築後の施設の全部を個室にすると当該施設の入所定員が減少するなど、入所者に対する施設サービスの提供に支障が生じると考えられること。

ウ その他施設の立地する市町長（広域型については圏域の市町長）が、多床室の整備を要すると認める特段の事情があること。

②「知事が特に認める」手続きについて

施設整備については、保険者である市町が介護保険事業計画に位置付けることとされていることから、施設の全部または一部を多床室とする新築、増築又は改築を認めるに当たっては、施設の立地する市町長（広域型については圏域の市町長）の意見を踏まえ、総合的に判断する。

具体的には、特別養護老人ホーム設置認可申請書（老人福祉法施行細則（昭和62年山口県規則第24号）別記第3号様式の2）の添付書類「3特別養護老人ホームを設置しようとする区域の各市町の意見書」中に、多床室の整備が必要とされる①の状況が具体的に記載されていること。

2 非常災害対策（条例1～8共通）

(1)趣旨

県では、平成21年7月の豪雨災害を踏まえ、福祉・医療施設の防災対策として、本県独自に取り組みの強化を行っており、条例制定に当たって「山口県地域防災計画」及び「災害時要援護者支援マニュアル策定ガイドライン」を踏まえ、県独自基準を定めたものである。

(2)条項の内容及び留意事項について ※下線部が県独自の上乗せ部分

①施設内防災計画について（第1項、第5項関係）

「施設内防災計画」とは、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画をいい、具体的には、以下の計画等を指す。

ア 消防法施行規則第3条第1項に規定する「消防計画」（これに準ずる計画を含む。）

イ 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」（平成22年1月山口県健康福祉部）に基づき、周辺の地域の環境（施設の立地状況を踏まえた様々な災害の危険度）及び入所者・利用者の特性（自力で避難できない者を限られた職員が避難誘導等をしなければならないことなど）等、施設の実情に応じて、各施設・事業者が作成する「防災マニュアル」

なお、施設内防災計画は、第3項及び第4項の訓練の結果や、立地環境の変化等を踏まえて、定期的に内容の検証と必要な見直しを行うこと。

②必要な体制整備と周知について（第2項関係）

施設及び事業者は、「施設内防災計画」に基づき、以下の体制整備を行うこと。また、ア及びイについて、定期的に従業員、入所者・利用者及びその家族に周知すること。

ア 関係機関（市町、消防署、警察署等）への通報・連絡体制

イ 入所者を円滑に避難誘導するための体制

ウ 市町等との連携協力体制

③不断の注意について（第3項関係）

施設及び事業者は、非常災害に備えるため、災害時はもちろんのこと平常時から以下の情報収集等に注意を払うこと。

ア 入所者・利用者の状態、家族の連絡先等の利用者情報の把握

イ 気象情報・災害危険個所の状態等の必要な情報の収集

ウ 職員への防災教育、入所者の防災意識向上 等

④訓練の実施について（第3項、第4項関係）

「訓練」には、消防法上の自衛消防訓練である消火訓練、通報訓練、避難訓練、総合訓練の他、参集訓練、連絡網の確認訓練等があるが、このうち避難訓練及び消火訓練については、「施設内防災計画」で定めた時期、回数に基づき、定期的に行わなければならないこと。

なお、避難訓練には「自力で避難が困難な者に対する避難・救出訓練」を含むものであり、特に、入所施設又は夜間に利用する者がある事業所については、夜間又は夜間を想定した訓練を行うなど、実態に即した実効性のある訓練を実施するよう留意する必要がある。